



# 駿東伊豆消防本部から事業者の皆様へ

～ 震災時等における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い～



消防機関の許可を受けた施設以外で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、事前に消防機関の承認を受けなければなりません。

近年、発生が危惧されている南海トラフ地震や激甚化している風水害等の発生時には、交通網の寸断等により消防機関の承認を得ることが非常に困難となります。

そこで、事前に消防機関と必要な安全対策等について協議し、実施計画書を提出することで震災時等における迅速な対応が可能となります。

## 震災時等における臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの例

- ・ 移動タンク貯蔵所やドラム缶等からの車両・重機等への給油
- ・ 非常用発電機等への燃料の補給
- ・ ドラム缶、金属製携行缶による車両等の燃料の貯蔵
- ・ 震災等により被害を受けた変圧器等からの絶縁油の抜き取り等
- ・ 施設の改修や点検等を行うための残油の抜き取り等

## 実施計画書を提出した場合の臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの流れ



震災等に対する事前の準備をお願いいたします。



詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

予防課危険物係

第一方面本部消防室

第二方面本部消防室

第三方面本部消防室

沼津市寿町2番10号

駿東郡清水町堂庭212-1

伊豆の国市白山堂327-1

伊東市桜木町1丁目1-3

055-920-9101

055-973-2534

0558-76-5590

0557-38-0197